

市の国土利用計画を 策定しました

市では、市内の土地が長期にわたり、適正かつ安定して利用されるために「国土利用計画袋井市計画」を策定しました。
この計画は、県の国土利用計画を基本に、袋井市総合計画基本構想に即して策定したもので、袋井市の土地利用に関するすべての計画の基本となります。計画の概要を紹介します。

問 都市計画課計画係 ☎44 3122

国土利用計画とは

国土利用計画法に基づいて、総合的・計画的な国土の利用を図ることを目的として、国・都道府県・市町村ごとに策定される計画です。

地域内の土地の利用計画など、土地の利用に関する必要な事項について定められています。

袋井市の国土利用計画は、平成18年12月市議会において議決され、12月27日に策定しました。

計画の基準年次は平成16年、目

標年次は平成27年で、計画の前提となる平成27年において、人口88,100人、世帯数30,900世帯と想定しています。

土地利用の5つの基本方針

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境、歴史、文化、経済などの地域特性に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保と市域全体の魅力ある環境づくりが図られるよう、次の5つに重点をおいて、総合的かつ計画的に進めます。



1 市民が安全に暮らし続けることができる土地利用の推進

東海地震などの大規模災害に強い都市基盤を備え、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを進めていくことはまちづくりの基本であり、最も優先すべき課題の一つです。

風水害や地震などの自然災害に強く、安全で安心して暮らすことができる土地利用を推進します。

2 自然環境や歴史、風土を生かした個性ある土地利用の推進

広大な田園風景、小笠山丘陵地、浅羽海岸などの恵まれた自然環境や遠州三山、旧東海道松並木などの歴史的、文化的資源は、ゆとりとやすらぎの場であるとともに、市民の誇りと郷土愛をはぐくむ大切な要素です。

これらの地域資源を市民の共有財産として後世に引き継ぐとともに、交流の場として生かすなど、地域への愛着や誇りが持てる土地利用を推進します。

3 にぎわいのある多様な交流拠点の形成とこれらが連携した土地利用の推進

各地域の特性を生かした多様な交流拠点の形成とこれらの効果的な連携は、産業・情報・文化・レクリエーション機能などの集積を促進し、個性ある地域を創出します。

上山梨地区、JR袋井駅周辺地区、JR愛野駅周辺地区、浅羽支所周辺地区の四つの都市拠点の形成と都市機能の充実を図るとともに、各拠点を結ぶ継続的な盤整整備を推進するなど、だれもが快適に活動できる多機能都市の創造に向けた土地利用を推進します。

4 広域的、長期的視点からの均衡ある土地利用の推進

都市間の連携を強化する交通ネットワークの整備をはじめ、浅羽海岸、小笠山などの景観の保全と活用、治水・防災対策における連携など、地域資源を互いに生かし、補完し合えるように広域的で長期的な視点からとらえた均衡ある土地利用を推進します。

5 秩序ある土地利用の推進

地域住民との合意形成に基づく土地利用や建築物の規制・誘導を図るなど、地域や市民と一体となって、秩序ある土地利用を推進します。

5つの地域区分

地域の土地における自然的、社会的、経済的、文化的諸条件などを考慮して、次の5つの地域区分に設定します（下図参照）。

1 北部地域（三川地区、今井地区、山名地区）

優良農用地の保全と集落地域の生活環境の改善により、潤いとやすらぎのある地域環境の保持に努め、市北部の都市拠点となる市街地整備を推進します。

地域の東部と西部の丘陵部は、自然環境との調和に配慮しながら、立地特性や地域資源を活用し、新たな地域活力を創造するための土地利用を展開します。

2 中央北地域（袋井北地区、袋井東地区、袋井西地区）

既成市街地の住環境の向上と現在進めている住宅地の整備を推進するとともに、恵まれた交通条件などを生かした産業集積や都市拠点としての公共、交流、商業機能の集積と充実を計画的に誘導します。

市街地周辺の一団の優良農用地を保全するとともに、地域北東部の丘陵地帯は、市民の健康づくりややすらぎ空間としての土地利用を図ります。

3 中央地域（袋井南地区、高南地区）

市の玄関口としてJR袋井駅・愛野駅周辺の拠点地区の都市機能

能を充実し、人にやさしい都市環境づくりを進めていくとともに、市の南部地域への玄関口として、袋井駅南地区の市街地整備を推進します。

小笠山総合運動公園やその周辺の自然環境と調和した健康・交流拠点としての土地利用を図ります。

4 中央南地域（笠原地区、浅羽北地区、浅羽西地区）

優良農用地の保全と集落地域の生活環境の改善により、潤いとやすらぎのある地域環境の保持に努め、市南部の都市拠点となる市街地整備を推進します。

地域東部の丘陵部は、自然環境との調和に配慮し、新たな産業活力を創造していくための土地

利用を展開します。

小笠山丘陵は、水源かん養などの森林機能の保全や自然とのふれあい、憩いの空間としての土地利用を図ります。

5 南部地域（浅羽東地区、浅羽南地区）

優良農用地を保全し、集落地と一体となったゆとりある田園地域を維持していきます。

国道150号沿線は、周辺都市との連携のもと、立地特性を生かした土地利用を展開します。

浅羽海岸一帯は、自然海岸の保全に努めるとともに、低未利用地は、新たな地域活力を創造していくための土地利用を展開します。

【地域区分図】

